

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年12月21日

分任支出負担行為担当官

国立感染症研究所

ハンセン病研究センター

庶務課長 柳澤 得三



1. 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ハンセン病研究センターで使用するガスの需給契約

契約最大時間流量 33m³/h

年間使用予定ガス 148,404m³

(2) 調達件名の仕様等

入札説明所及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

(4) 履行場所

分任支出負担行為担当官が別途指定する場所。

(5) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第80条の規定に基づき、単個契約とする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 令和1・2・3年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

- (9) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。分任支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-2-1
国立感染症研究所ハンセン病研究センター庶務課庶務係
電話042-391-8211
- (2) 入札書の受領期限 令和4年1月28日（金）17時00分
- (3) 開札の日時及び場所 令和4年1月31日（月）14時00分
国立感染症研究所ハンセン病研究センター
研究管理棟会議室

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて別に定める暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 押印の省略 契約書を除き、入札書や誓約書等の契約手続きに必要な書類（以下「契約関係書類」という。）への押印は不要とする。担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定として取り扱う。押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (8) その他 詳細は入札説明書による。